

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 条 酒類の製造免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p><u>申請者が、製造者以外の者である場合の製造免許の付与又は税務署長において製造免許の付与、条件の緩和若しくは解除若しくは移転の許可の可否判定が困難であるもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（医薬品医療機器等法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5＜法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い＞並びに第 5 項関係 3＜期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い＞の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p><u>イ～ハ 削除</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>8 (省略)</p>	<p>第 7 条 酒類の製造免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1～6 (同左)</p> <p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p><u>次に掲げるもの又は税務署長において製造免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（医薬品医療機器等法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5＜法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い＞並びに第 5 項関係 3＜期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い＞の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p><u>イ 酒類の製造免許の付与</u></p> <p>(イ) <u>申請者が、製造者以外の者である場合</u></p> <p>(ロ) <u>申請者が、申請製造場の所在する国税局の管轄区域以外に製造場を有する者である場合又は複数の国税局の管轄区域に製造免許の申請書を提出している者である場合</u></p> <p>(ハ) <u>製造しようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん又は原料用アルコールである場合</u></p> <p><u>ロ 条件の緩和又は解除</u></p> <p>(イ) <u>条件の緩和又は解除を受けようとする者が、複数の国税局の管轄区域に製造場を有する者である場合</u></p> <p>(ロ) <u>条件の緩和又は解除を受けようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん又は原料用アルコールである場合</u></p> <p><u>ハ 酒類の製造場の移転の許可</u></p> <p><u>移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>8 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～19（省略）</p> <p>20 酒類の販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p><u>酒類販売代理業免許、酒類販売媒介業免許の付与（14&lt;法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い&gt;の場合の免許を除く。）又は税務署長において酒類の販売業免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>（削除）</u></p> <p>ロ <u>（削除）</u></p> <p>(3) （省略）</p>	<p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～19（同左）</p> <p>20 酒類の販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p><u>次に掲げるもの又は税務署長において酒類の販売業免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の付与（13&lt;法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い&gt;の場合の免許を除く。）</u></p> <p>ロ <u>酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の移転の許可で、移転前の販売場の所在地と移転後の販売場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合</u></p> <p>(3) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 許可等事務の取扱官庁</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>税務署長において蔵置場の設置許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p><u>イ (削除)</u></p> <p><u>ロ (削除)</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 許可等事務の取扱官庁</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p><u>次に掲げるもの又は税務署長において蔵置場の設置許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものはこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 製造場狭あいのための蔵置場の設置許可</u></p> <p><u>ロ 製造場狭あいのための蔵置場及び輸出酒類の蔵置場以外の蔵置場の設置許可で、申請場所とその蔵置場へ未納税移出することを予定している製造場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合</u></p> <p>(3) (同左)</p>